

令和 9 年度税制改正要望

2026年9月18日

一般社団法人 日本化学工業協会

会長 橋本 修

＜重点要望項目＞

1. 設備投資を促進する税制の整備

- (1) 戦略分野を支える重要部素材の国内生産基盤強化に向けた設備投資支援
- (2) 償却資産税・事業所税の見直し
- (3) 大胆な投資促進税制の運用ルールの見直し

2. 事業ポートフォリオの転換・強化及び組織再編を促進する税制の整備

- (1) 事業ポートフォリオの転換・強化を促す税制措置の創設
- (2) 産業競争力強化法に基づく登録免許税の軽減措置及び
中堅・中小グループ化税制の延長等
- (3) 組織再編税制の適用要件の緩和等

3. 研究開発等イノベーション促進のための税制の拡充

- (1) イノベーションボックス税制の拡充
- (2) グループ通算制度における運用ルールの見直し

4. 国際課税に関わる税制の整備

- (1) 新国際課税ルールへの対応に伴う整合性の確保及び企業負担の軽減
- (2) 外国子会社合算税制の見直し

5. GX推進を後押しする税制の整備

- (1) 戦略分野国内生産促進税制の延長と拡充
- (2) 石油化学製品製造用原料に対する揮発油税・石油石炭税の本則非課税化

＜継続要望項目等＞

- 1. 消費税申告に係る改善
- 2. 帳票の電子化に係る要件整備
- 3. 法人税における二重課税の排除及び事務負担の軽減
- 4. 欠損金の繰越控除要件の緩和
- 5. 印紙税の廃止
- 6. 減価償却制度の見直し
- 7. 子会社からの配当益金不算入制度を受ける場合の株式簿価減額特例の緩和

＜序文＞

世界経済の先行き不透明感が一段と強まる中、物価・為替・金利の変動に加え、中東情勢の悪化に伴う地政学的リスクや、中国における石油化学製品の供給過剰など、企業活動を取り巻く環境は一層厳しさを増している。国内においても、物価高の長期化や深刻な人手不足、産業構造の転換への対応など、企業を取り巻く経済環境は大きく変化している。一方、日本経済は賃上げや国内投資の拡大を通じ、持続的な成長軌道への移行が期待されており、この流れを確かなものとしていくことが重要である。化学産業は、我が国の基幹産業として経済を支えるとともに、気候変動や資源制約、循環経済、デジタル化、経済安全保障など、社会が直面する様々な課題の解決に貢献する素材・部素材・技術を提供するソリューションプロバイダーである。本年の中東情勢の緊迫化を契機として、石油化学製品の安定供給の重要性が改めて認識されており、国際情勢の変化に左右されない強靱な国内サプライチェーンの構築が喫緊の課題となっている。加えて、このような状況の下、我が国産業の国際競争力を維持・強化し、持続的な成長を実現するためには、研究開発・イノベーションの促進、国内投資及びG X投資を支える税制措置を充実するとともに、企業が経営資源の最適配置を通じて、事業ポートフォリオの転換・強化や組織再編を機動的に進められる環境を整備することが重要である。また、新たな国際課税ルールへの対応に当たっては、制度全体の整合性を確保するとともに、企業の過度な事務負担にも十分配慮し、国際的なイコールフットイングを実現する必要がある。さらに、法人税についても、企業の成長投資や研究開発投資を後押しし、我が国の立地競争力を維持・強化する観点から、実質的な税負担の適正化を図ることが必要である。

記

＜重点要望項目＞

1. 設備投資を促進する税制の整備

近年、各国では経済安全保障の観点から、重要物資の安定供給確保に向けた政策支援が一層強化されている。こうした状況に加え、本年の中東情勢の緊迫化を契機として、石油化学製品の供給リスクが改めて顕在化し、国内サプライチェーンの強靱化と生産基盤の維持・強化の重要性が再認識されている。こうした観点から、国内生産基盤の確保や、生産設備の維持・更新、さらには供給体制の強化を図る設備投資が重要である。化学産業は、食品、衣料、モビリティ、医療、エネルギーなど幅広い産業を支える素材・部素材を供給する基盤産業であり、その安定供給を支える設備投資は、

我が国の産業競争力及び経済安全保障を支える重要な基盤である。このため、重要物資の安定供給を確保するとともに、企業の国内投資を力強く後押しする観点から、設備投資を促進する税制の充実が不可欠である。

また、各国では税制を活用した積極的な国内投資促進策が講じられており、我が国においても国際競争力を維持・強化し、企業の設備投資を力強く後押しする税制の整備が求められる。

（１）戦略分野を支える重要部素材の国内生産基盤強化に向けた設備投資支援

近年、各国では経済安全保障の観点から、半導体、蓄電池等の戦略分野に対する政策支援が強化されるとともに、それらを支える重要部素材の国内生産能力の維持・強化が重視されている。また、本年の中東情勢の緊迫化を契機として、原材料調達リスクや供給途絶リスクが改めて認識され、国内サプライチェーンの強靱化と重要物資の安定供給確保が重要な政策課題となっている。化学産業が供給する半導体材料、次世代電池材料等の重要部素材は、基礎化学品から機能性化学品まで多岐にわたる素材・原材料によって支えられており、国の戦略分野である先端半導体、蓄電池、バイオものづくり等を支える基盤となっている。その安定供給は、我が国産業の国際競争力と経済安全保障を支える重要な要素である。このため、国の戦略分野を支える重要部素材について、国内生産能力の維持・強化に資する設備投資、生産設備の新設・更新・増強など安定供給体制の強化に資する設備投資を支援対象とする税制措置を要望する。

【令和９年度要望事項】

- 戦略分野を支える重要部素材への設備投資支援
- 安定供給体制の強化に資する設備投資支援

（２）償却資産税・事業所税の見直し

製造設備に対する償却資産税は、国際的に見ても例の少ない制度であり、設備投資を促進する上で大きな負担となっている。第一に、法定耐用年数を経過し実質的に償却が終了している設備についても、残存価額（５％）を課税標準として課税が継続される現行制度は、法人税の減価償却制度との整合性の観点からも見直しが必要である。第二に、中小企業を対象として講じられている固定資産税の軽減措置については、国内投資促進の観点から大企業にも対象を拡大すべきである。さらに、カーボンニュートラルや経済安全保障の実現に資する設備投資については、投資の重要性と緊急性を鑑み、これに関連する償却資産税については即時免税とする制度設計を要望する。また、事業所税については、資産割は固定資産税・都市計画税との二重課税、従業者割は法人事業税・法人住民税との二重課税的な性格を有しており、企業の投資や雇用を阻害する要因となっている。これらの点を踏まえ、事業所税は、廃止を含む抜本的な見直しを要望する。

【令和 9 年度要望事項】

- 償却資産税の見直し（残存価額見直し、軽減措置拡充、重要分野投資の免税）
- 事業所税の廃止・見直し

（３）大胆な投資促進税制の運用ルールの見直し

令和 8 年度税制改正において創設された大胆な投資促進税制は、企業の大胆な国内投資を後押しする制度として高く評価している。一方、本制度がより多くの企業に活用され、その政策効果を十分に発揮するためには、更なる制度の充実が必要である。このため、確認手続の簡素化や要件の明確化など、企業が利用しやすい制度となるよう運用改善を図るとともに、企業の投資実態を踏まえた制度の見直しを要望する。特に、現行制度では 35 億円以上の投資額要件が設定されていることから、より幅広い企業の設備投資を促進する観点から、投資額要件の引下げを要望する。さらに、グループ通算制度適用企業については、税額控除額が単体法人ごとに算定される仕組みとなっていることから、企業グループ全体での設備投資を適切に後押しできるよう、税額控除額の算定についてグループ通算制度を踏まえた制度となるよう見直しを要望する。

【令和 9 年度要望事項】

- 投資額要件の引下げ
- グループ通算制度を踏まえた税額控除制度の見直し

２．事業ポートフォリオの転換・強化及び組織再編を促進する税制の整備

化学産業は、中国をはじめとする海外での供給能力の拡大や国内需要の構造的変化に加え、脱炭素化への対応など、事業環境の大きな変化に直面している。こうした中、国際競争力を維持・強化するためには、事業構造改革を着実に進め、経営資源を成長分野へ再配分するとともに、事業ポートフォリオの転換・強化や組織再編を機動的に進めることが重要である。このため、事業の売却・買収や組織再編に伴う税負担及び事務負担を軽減し、企業の成長投資や中堅・中小企業による M&A など円滑な事業再編を後押しする税制の整備を要望する。

（１）事業ポートフォリオの転換・強化を促す税制措置の創設

企業が経営資源を成長性・収益性の高い事業へ再配分するためには、事業の売却と買収を機動的に進められる環境整備が必要である。このため、一定期間内に事業の売却と買収を行う場合について、売却益に対する課税を繰り延べる税制措置の創設を要望する。

【令和 9 年度要望事項】

- 一定期間内に事業の売却と買収を行う場合の売却益に対する課税繰延措置の創設

（２）産業競争力強化法に基づく登録免許税の軽減措置の延長及び中堅・中小グループ化税制の延長等

産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者に対する登録免許税の軽減措置は、合併や会社分割等の円滑な実施を支え、経営資源の有効活用や生産性の向上を通じた企業競争力の強化に資する重要な措置である。また、同法に基づく中堅・中小グループ化税制は、国内売上や国内投資を拡大し、地方における雇用創出や賃上げを支える中堅企業等による複数回の M&A を集中的に後押しし、その規模拡大や高付加価値化を促進するものである。このため、登録免許税については、適用期限の延長に加え、対象範囲の拡大等による軽減措置の拡充を要望する。また、中堅・中小グループ化税制については、適用期限の延長及び制度の更なる拡充を要望する。

【令和 9 年度要望事項】

- 登録免許税の軽減措置の適用期限の延長等
- 中堅・中小グループ化税制の適用期限の延長等

（３）組織再編税制の適用要件の緩和等

企業が事業環境の変化に応じて柔軟に事業構造を見直すためには、多様な組織形態や再編手法を活用できる税制環境の整備が必要である。現行の組織再編税制では、新設分割の承継先が法人に限られているため、LLP を活用した組織再編は対象とならない。また、LLC についても、諸外国で採用されているパススルー課税が認められておらず、共同事業再編における活用の制約となっている。このため、LLP を承継先とする新設分割を対象に含めるよう、組織再編税制の適用範囲の拡充を要望する。また、雇用の維持や産業の高度化に資する LLC を活用した事業再編について、個別認定により税制上の特例適用を可能とする制度の整備を要望する。

加えて、パーシャルスピノフ税制は企業再編の促進に資する一方、グループ通算制度適用法人による活用の際には、投資簿価修正に係る算定作業等の事務負担が重い。このため、投資簿価修正を不要とするなど、申請手続等の簡素化を要望する。

【令和 9 年度要望事項】

- LLP を承継先とする新設分割を対象に含める組織再編税制の適用範囲の拡充
- LLC を活用した事業再編に係る税制特例の整備
- パーシャルスピノフ税制に係る申請手続等の簡素化

３．研究開発等イノベーション促進のための税制の拡充

化学産業は、半導体材料、次世代電池材料、ライフサイエンス、環境・エネルギー分野など幅広い産業を支える素材・部素材を供給する研究開発集約型産業である。社会課題の解決に貢献するソリューションプロバイダーとしての役割を果たし、我が国

産業の国際競争力を維持・強化していくためには、継続的な研究開発投資に加え、その成果を国内で事業化・社会実装へ結び付け、新たな付加価値を創出していくことが重要である。近年、各国では知的財産を国内に集積し、高付加価値産業の育成を目的とした税制措置が拡充されている。我が国においても、研究開発から事業化までの一連のイノベーションを促進するとともに、企業グループ全体で効率的な研究開発や投資を行うことができる税制環境を整備する必要がある。このため、イノベーションボックス税制の拡充及びグループ通算制度の見直しを要望する。

（１）イノベーションボックス税制の拡充

イノベーションボックス税制は、国内で創出された知的財産から生じる所得に対し税制上の支援を講じることにより、研究開発成果の国内での事業化・社会実装を促進し、我が国産業の国際競争力強化につながる重要な制度である。一方、現行制度では所得計算や対象所得の判定などに係る実務負担が大きく、制度の更なる活用を促進するためには、企業の実態を踏まえた制度の見直しが必要である。このため、簡便な計算方法の導入など運用ルールを見直し、申請事務負担の軽減を図るとともに、対象所得に「製品の売却益」及び「関連者取引」を追加することを要望する。加えて、経過措置終了後の自己創出割合の計算方法が実務上の大きな負担となることから、令和 9 年 4 月以降も現行の経過措置を継続することを要望する。

【令和 9 年度要望事項】

- 簡便な計算方法の導入などによる事務負担の軽減
- 対象所得に「製品の売却益」及び「関連者取引」を追加
- 自己創出割合の計算方法に係る経過措置の継続

（２）グループ通算制度における運用ルールの見直し

グループ通算制度は、企業グループ全体で経営資源を有効活用し、研究開発や設備投資を促進する上で重要な制度である。しかしながら、現行制度では増額修更正が認められていないことや、単体納税制度との間で制度上の不均衡・不整合が存在することに加え、繰越控除制度についても、現行の控除限度額に達する企業が多く、欠損金を十分に活用できないケースが見られるなど、企業グループの実態を踏まえた更なる見直しが必要である。このため、増額修更正ルールの見直し、単体納税制度との不均衡・不整合の是正を要望する。加えて、繰越控除制度については、企業グループの実態を踏まえ、欠損金を有効に活用できるよう制度の見直しを要望する。

【令和 9 年度要望事項】

- 増額修更正を可能とするルールへの見直し
- 単体納税制度との不均衡・不整合の見直し
- 納税者の実態を勘案した繰越控除制度の見直し

4. 国際課税に関わる税制の整備

国際的な企業活動が拡大する中、我が国企業が海外企業と対等な競争条件の下で事業活動を行うためには、国際課税制度について国際的な整合性を確保するとともに、企業の過度な事務負担を軽減し、予見可能性の高い制度とすることが重要である。特に、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」に基づく新たな国際課税ルール（Pillar2）の導入により、企業には新たな申告・計算事務が求められるなど、実務負担が大きく増加している。今後は、Pillar2をはじめ、外国子会社合算税制（CFC税制）や移転価格税制を含めた国際課税制度全体について、制度間の整合性を確保するとともに、企業実務を踏まえた簡素で分かりやすい制度とすることが必要である。このため、新国際課税ルールへの対応に伴う整合性の確保及び企業負担の軽減、並びに外国子会社合算税制の見直しを要望する。

（１）新国際課税ルールへの対応に伴う整合性の確保及び企業負担の軽減

Pillar2、外国子会社合算税制（CFC税制）及び移転価格税制について、制度間の重複や不整合を解消し、国際課税制度全体として整合性を確保することが重要である。とりわけ、Pillar2 及び移転価格税制への対応は、複雑な計算、情報収集及び文書化等により、企業実務上の大きな負担となっている。このため、制度間の整合性確保に当たっては、企業の過度な事務負担にも十分配慮し、各制度の運用改善を図ることが必要である。さらに、制度の安定的な運用を確保するため、移行期間CbCRセーフハーバーについては継続又は制度化するとともに、「ワンスアウト・オールウェイズアウト」ルールについては過度に厳格であり、制度利用を阻害し企業の予見可能性を低下させるおそれがあることから、柔軟な運用への見直しを要望する。

【令和9年度要望事項】

- 新国際課税ルールに係る各制度間の整合性確保及び企業負担の軽減
- 移行期間CbCRセーフハーバーの継続又は制度化

（２）外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制については、近年の国際課税制度の見直しを踏まえ、企業の実態に即した事務負担軽減及び国際競争力の維持・強化につながる制度とすることが重要である。このため、トリガー税率については、国際的な最低税率である15%への引下げ及びホワイトリスト方式の併用を要望する。また、内国法人の対象判定については、外国法人の発行済株式等の保有割合に係る基準を10%以上から50%以上へ引き上げるとともに、配当に係る持株割合要件については、25%以上から10%以上へ引き下げを要望する。さらに、外国子会社の清算時における特例について、その適用要件を緩和するとともに、高税率国に所在する外国子会社については適用対象から

除外するなど制度の見直しを要望する。

【令和9年度要望事項】

- 租税負担割合計算の Pillar2（IIR）との整合性確保
- トリガー税率の15%への引下げ等、適用要件の見直し
- 内国法人の対象判定、配当に係る適用要件の見直し(持分割合要件 等)

5. GX推進を後押しする税制の整備

我が国は「GX2040ビジョン」のもと、経済と環境の好循環を実現する新たな産業構造への転換を国家戦略として推進している。化学産業も、GX実現を担う素材・ソリューション提供産業として、原・燃料転換、プロセス転換、資源循環等の革新的技術の研究開発・社会実装を加速する必要がある。こうした構造転換には高額・長期・高リスクの投資が不可欠であり、戦略分野国内生産促進税制等の一層の拡充・継続を要望する。また、現在租税特別措置により免税とされている石油化学製品製造用原料に係る揮発油税及び石油石炭税については、本則による非課税制度とすることを引き続き要望する。

（1）戦略分野国内生産促進税制の延長と拡充

戦略分野国内生産促進税制は、我が国の経済安全保障及びGXの実現に不可欠な製品・部素材の国内生産を促進する重要な制度である。一方、事業計画の策定から設備投資、事業開始までには長期間を要する案件も多く、現行制度では企業の投資実態に十分対応できない場合がある。また、今後の産業競争力強化に加え、GX製品のサプライチェーン全体への投資を促進する観点から、重要部素材に対する支援の充実が求められる。このため、認定期限の延長及び申請・事業開始に係る期間要件を緩和するとともに、「投資意思決定された案件」や「関連する設備の新設又は増設」についても対象となるよう制度を見直すほか、半導体関連素材やグリーンケミカルの中間材料など、対象品目の拡大を要望する。

【令和9年度要望事項】

- 認定期限の延長及び期間要件の緩和
- 対象設備及び対象品目の拡充

（2）石油化学製品製造用原料に対する揮発油税・石油石炭税の本則非課税化

石油化学製品製造用原料に使用されるナフサ等については、現在、租税特別措置により揮発油税及び石油石炭税の免税・還付措置が講じられている。しかしながら、本年の中東情勢の緊迫化を契機として、石油化学製品の安定供給の重要性が改めて認識される中、現行制度は租税特別措置による対応であり、制度の安定性や国際的なイコールフットINGの観点から課題がある。このため、石油化学製品の安定供給と国際

競争力の維持・強化を図るため、石油化学製品製造用原料に係る揮発油税及び石油石炭税については、本則による非課税制度とすることを要望する。

【令和9年度要望事項】

○石油化学製品製造用原料に係る本則非課税化

＜継続要望項目＞

以下の項目についても、企業の国際競争力強化及び事務負担軽減の観点から、引き続き要望する。

1. 消費税申告に係る改善

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れなどの税額の全額を仕入税額控除する制度に関して設けられた課税売上高による制限を撤廃し、大企業を含めた完全適用を要望する。また、2023年10月から適用された消費税適格請求書等保存方式（インボイス方式）において、既存システムの改修等に伴う事務負担を軽減する観点から、現行制度では一の適格請求書につき税率ごとに1回とされている1円未満の端数処理について、インボイス制度導入前と同様に、商品ごとの端数処理も認める制度への見直しを要望する。

2. 帳票の電子化に係る要件整備

電子帳簿保存法は、近年の改正により制度の使いやすさが向上してきたが、依然として保存要件等に係る事務負担が大きい。今後、メール添付のPDF保存を含む柔軟な運用を可能とするなど、業務の円滑化・効率化に資する観点から、電子化の進展に応じた保存要件等の更なる見直しを継続的に行うことを要望する。

3. 法人税における二重課税の排除及び事務負担の軽減

- ①受取配当金に対する二重課税を排除するため、益金不算入額を100%とすることを要望する。併せて、事務負担の軽減の観点から持株比率1/3超の株式からの配当についての負債利子控除の廃止も要望する。
- ②外国税額控除制度における繰越期間（限度超過額、控除余裕額）の3年から5年への延長を要望する。

4. 欠損金の繰越控除要件の緩和

欧米諸国では欠損金の繰越期限が無期限となっており、国際的なイコールフットイングの観点から、繰越期限については期間制限を設けず無期限とすることを要望する。

5. 印紙税の廃止

電子契約・電子取引の普及により、電子取引に対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されており、廃止を要望する。

6. 減価償却制度の見直し

① 減価償却制度における損金経理要件（法人税法 31 条 1 項）の撤廃

企業が会計基準を選定するにあたっての制約とならないよう、損金経理要件の撤廃を要望する。

② 一括償却資産制度の 3 年均等償却制度の廃止

少額減価償却資産の取得価額基準を 20 万円未満に戻し、一括償却資産の 3 年均等償却制度を廃止することを要望する。

7. 子会社からの配当益金不算入制度を受ける場合の株式簿価減額特例の緩和

子会社で組織再編やみなし配当が生じる場合には、調整計算が複雑となる。また、株式簿価減額特例の適用除外要件の一つである内国株主割合要件については、設立時から 50%の支配関係日までの内国株主割合が 90%以上であることを証明する書類の保存が必要となる。株主となる前の期間に係る証明書類の保存が困難なケースも想定され、過度なコンプライアンス・コストが生じることから、要件の緩和を要望する。

以上